

## 契約締結後の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約による契約を締結したので、水戸市財務規則（平成 7 年水戸市規則第 16 号）第 129 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 1 日

水戸市長 高 橋 靖

### 1 随意契約の内容

- (1) 業務名 水戸市ひとり親家庭等日常生活支援事業業務委託
- (2) 契約日 令和 8 年 3 月 25 日
- (3) 契約金額 1,900,000 円
- (4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 2 契約の相手方

- (1) 所在地 水戸市八幡町 11 番 52 号
- (2) 名称 社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会

### 3 契約の相手方とした理由

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体であるため。